

令和4年度 海洋周辺地域における訪日観光促進事業  
多言語による佐渡観光魅力発信業務委託仕様書

1.件名

令和4年度 海洋周辺地域における訪日観光促進事業  
多言語による佐渡観光魅力発信業務委託

2.目的

佐渡市では、2024年の世界文化遺産登録を見据え、フランスを中心とする欧米圏在住者の本市への誘客促進を目的とし、観光地として佐渡が誇る歴史・文化・自然などの魅力について、訴求力の高い雑誌・メディア・WEB・SNS等を活用して効果的なプロモーションを実施する。

3.履行期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

4.委託金額上限額

3,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5.業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、魅力発信に係るすべての業務を行うものとする。

(1)ターゲットの設定

- ① フランスを中心とする欧米圏在住者
- ② その他ターゲット、ターゲットの属性及び嗜好は、本市の特徴を踏まえた上で提案すること。

(2)各媒体を活用したプロモーション

本事業のターゲットに向けた訴求力の高い雑誌・メディア・WEB・SNS等を活用し、ターゲットへの訴求力が高く、本市への誘客促進効果が見込める発信を行うこと。

- ① SNS広告等を活用する場合は、新たなアカウントを作成すること。  
また、そのアカウント情報は第三者に漏れないよう厳重に管理すること。
- ② 「佐渡市総合計画」をはじめとする佐渡市の観光施策の方向性を取り入れた提案をすること。
- ③ 発信する佐渡観光魅力コンテンツの中に、佐渡を代表する国際芸術祭「アース・セレブレーション」を含めること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響によりスケジュール等が変更になる場合は、事前に委託者と協議したうえで、委託者の指示に基づき業務を進めること。
- ⑤ 企画構成に基づき、魅力発信に必要な動画、画像及び記事等の取材を行う。

⑥取材については、天候を考慮したスケジュールとすること。

なお、本業務の目的に合致する画像等を既に所有している場合には、それを活用することも可とする。

⑦次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・資料・素材の収集
- ・肖像権や著作権について必要な手続き(撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映(WEB等へのアップ、旅行情報誌等への提供・貸出を含む。)にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。)
- ・出演者、協力者、取材地への交渉・許可
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

⑧取材した素材は契約日から令和5年3月 24 日(金)までに訴求力の高い雑誌・メディア・WEB・SNS 等各種媒体により発信すること。

⑨プロモーションの成果を逐次確認し、必要に応じ改善すること。

⑩プロモーションの効果分析を行い、結果についてレポートを提出すること。

### (3)独自性のある業務

上記(1)・(2)の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

## 6.業務の実施

業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

## 7.成果品及び成果報告

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1)業務実績報告書 1部(合わせて CD-R 形式によるデータを提出すること)報告書書式は任意とし、実施の状況、意見集約の結果等がわかるよう報告書にまとめ、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

(2)撮影した動画及び写真データ

動画及び写真データによる撮影の場合、動画ファイル形式または画像ファイル形式へ変換したものを納品すること。

(3)広告制作物

各種媒体を活用してプロモーションを実施した広告制作物を納品すること。

(4)プロモーションの成果が分かる内容の報告書

(5)成果品の納品期限は令和5年3月 24 日(金)とする。

## 8.報告・調査等

委託者は、最終報告書を受理後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託

者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

#### 9. 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

#### 10. 知的財産権の帰属等

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、委託者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

#### 11. その他

- (1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上

知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。

- (7)写真画像については、独自に手配したもののほか、本市所有の写真画像の使用も可能とする。独自に手配した写真については、著作権・肖像権等について考慮することとする。また、観光施設等に対する取材協力依頼及び調整については、原則受託者が行うこととする。なお、取材に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- (8)業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (9)本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。
- (10)本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、変更することがある。